

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年 8月28日(月)

## 今週のことば

### COCOLIS (ココリス)

消費者団体訴訟制度の認知度向上のため、愛称を決定。本制度は事業者の不当な行為に対して、総理大臣が認定した消費者団体が消費者に代わって訴訟などをする制度。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

8/28(月) 先勝 テニス・全米オープン

29(火) 友引

30(水) 先負 ベネチア国際映画祭開幕

31(木) 仏滅 6月決算法人の確定申告

9/ 1(金) 大安 二百十日、防災の日、関東大震災から100年

2(土) 赤口

3(日) 先勝

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
8/21(月)	31,566 △115	145.45 ▼0.16
22(火)	31,857 △291	145.75 ▼0.30
23(水)	32,010 △153	145.38 △0.37
24(木)	32,287 △277	145.31 △0.07
25(金)	31,624 ▼663	146.05 ▼0.74

## 税法上の役員の範囲と役員給与

法人の役員である場合、役員給与は定期同額給与等であることが損金算入の要件となるなどの制限がありますが、税法上の役員は会社法の役員より範囲が広く、「みなし役員」に該当する方も含まれます。

### ◆税法上、役員として取扱われる「みなし役員」

法人税法上の役員とは、取締役・執行役・会計参与・監査役・理事・監事・清算人に該当する方をいいますが、次の①又は②のいずれかを満たす方も「みなし役員」として役員と同様の扱いになります。

①法人の使用人以外で、その法人の経営に従事している方(例えば、取締役ではない会長などや、定款等で役員として定めている方、相談役・顧問など)。  
②同族会社の使用人のうち、持株割合の要件を満たし、その会社の経営に従事している方(例えば、社長の親族で株式の所有割合が5%超の方が使用人として勤務している場合など)。

なお、「経営に従事している」とは、経営方針や資金調達、人事など経営上の重要事項に関する意思決定に参画しているかどうかにより判断されます。

### ◆定期同額給与を改定する場合は

役員に対する給与は、多くの企業が定期同額給与を支給していますが、支給額を改定する場合は原則、事業年度開始から3ヵ月以内に行う必要があります。利益調整目的や一時的な資金繰りなどのために事業年度中途に改定した場合は、定期同額に該当しなくなるため、損金不算入となる金額が生じます。

ただし、経営状況が著しく悪化した場合(業績悪化改定事由)や、職制上の地位の変更や職務内容の重大な変更(臨時改定事由)によって事業年度中に支給額を改定する場合は、損金算入が認められます。

■この記事の詳細は、情報BOX201532

## 医療法人に対する経営情報の報告義務化

医療法改正(今月1日施行)により、医療法人は事業報告書等とは別に、病院等に係る経営情報を都道府県へ報告することが義務化され、本年8月以降に決算期を迎える法人から適用となります。

これは原則として全ての医療法人が対象となり、毎年、会計年度終了後3ヵ月以内(大規模な医療法人は4ヵ月以内)に病院・診療所ごとの収益や費用等の情報を主たる事務所の所在地の都道府県知事に報告(医療機関等情報支援システム又は郵送等)する必要があります。

なお、初回報告(令和5年8月~6年7月に終了する会計年度に係る報告)は経過措置により、一部の報告事項を省略した様式を使用できます。

## ALPS処理水放出に伴う相談窓口設置等

福島第一原発におけるALPS処理水の海洋放出に伴い、風評被害などの影響を受ける事業者の経営・輸出等に関する特別相談窓口が中小機構や日本貿易振興機構(ジェトロ)等に設置されます。

また、資金繰りに関する特別相談窓口を日本公庫(沖縄公庫)や商工中金、信用保証協会に設置するとともに、日本公庫のセーフティネット貸付及び農林漁業セーフティネット資金の要件を緩和し、処理水の放出により今後の風評影響が懸念される事業者を対象とします。

### 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 税法上の役員 の 範囲 と 役員 給与 の 取扱い

## ◆法人税法上の役員 の 範囲

役員とは次の者をいいます。

1. 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人
2. 上記1以外の者で次のいずれかに当たるもの

(1) 法人の使用人（職制上使用人としての地位のみを有する者に限る）以外の者で、その法人の経営に従事しているもの※

※例えば、\*取締役又は理事となっていない総裁、会長、理事長、組合長等、\*合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員、\*人格のない社団等の代表者又は管理人、\*法定役員ではないが、法人が定款等において役員として定めている者、\*相談役、顧問などで、法人内における地位、職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められるものも含まれます。

(2) 同族会社の使用人（職制上使用人としての地位のみを有する者に限る）のうち、次に掲げるすべての要件を満たす者で、その会社の経営に従事しているもの

①その会社の株主グループ※を所有割合の大きいものから順に並べた場合に、その使用人が所有割合50%超の第一順位の株主グループ、又は第一順位と第二順位の所有割合を合計し50%超となる場合のこれらの株主グループ、あるいは第一順位から第三順位までの所有割合を合計し50%超となる場合のこれらの株主グループのいずれかの株主グループに属していること。

※株主グループとは、その会社の一の株主等及びその株主等と親族関係など特殊な関係のある個人や法人をいいます。

②その使用人の属する株主グループの所有割合が10%を超えていること。

③その使用人（配偶者並びにこれらの者の所有割合が50%超である他の会社を含む）の所有割合が5%を超えていること。

## ◆役員に対する給与の取扱い

法人が役員に対して支給する給与の額のうち、「定期同額給与」、「事前確定届出給与※1」、「業績連動給与※2」のいずれにも該当しないものの額は損金の額に算入されません。ただし、いずれかに該当するものであっても、不相当に高額な部分の金額は、損金の額に算入されません。

※1 事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に、確定した金銭や株式・新株予約権等を交付する旨の定めに基づいて支給される給与をいいます。

※2 業績連動給与とは、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の法人又はその法人との間に支配関係がある法人の業績を示す指標を基礎として算定される金銭や株式・新株予約権による給与等をいいます。

## ◎定期同額給与の概要

定期同額給与とは次に掲げる給与です。

(1) その支給時期が1ヵ月以下の一定の期間ごとである給与（定期給与）で、その事業年度の各支給時期における支給額又は支給額から源泉税等の額※を控除した金額が同額であるもの。

※源泉税等の額とは、源泉徴収をされる所得税の額、特別徴収をされる地方税の額、定期給与の額から控除される社会保険料の額その他これらに類するものの額の合計額をいいます。

(2) 定期給与の額につき、次に掲げる改定がされた場合にその事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又はその事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額又は支給額から源泉税等の額を控除した金額が同額であるもの。

・ 通常改定：その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から原則3ヵ月を経過する日までにされた定期給与の額の改定。

・ 臨時改定事由：その事業年度において役員の職制上の地位の変更、職務内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情によりされたその役員に係る定期給与の改定。

・ 業績悪化改定事由：その事業年度においてその法人の経営状況が著しく悪化したことその他これに類する理由※によりされた定期給与の改定。

※例えば、\*財務諸表の数値が相当程度悪化した場合、\*経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者（株主、債権者、取引先等）との関係上、減額せざるを得ない事情がある場合、\*現状では売上などが悪化しているとは言えないものの、客観的な状況（主要な得意先が手形の不渡りを出した等）から今後著しく悪化することが避けられない場合などが該当します。なお、業績や財務状況の悪化が生じていたとしても、利益調整のみを目的として減額改定を行う場合は該当しません。

(3) 継続的に供与される経済的利益のうち、その供与される額が毎月おおむね一定であるもの。